

平成20年度の主要事業

(本所)

<小児夜間初期救急診療室の開設>

当地域には、広範囲にわたり小児科医・小児科医療機関の存在しない地域がある。二次医療機関への軽症児の多数受診(コンビニ受診)が社会問題となっており、飛騨地域も例外ではない。そのため小児二次医療機関の小児科・内科医師が疲弊している現状がある。

このような中、県民に広く適正な受診を広報し、小児救急ガイドブック等にて保護者の不安軽減を図る等の取り組みを行う一方で、地域の安全・安心な小児医療を保持すべく、行政と地域医師会、医療機関が連携し、小児夜間初期救急診療室を開設することとなった。

高山市医師会の小児科・内科医の協力のもと、現在週1回の診療を行っている。

小児夜間初期救急診療支援室(平成20年11月7日運用開始)

開設日 毎週金曜日

開設時間 20:00~22:00

開設場所 久美愛厚生病院 小児科診療室

<食品の安全・安心対策>

岐阜県食品安全基本条例(平成16年4月1日施行)の主旨に基づき、食品の安全性確保及び県民の視点に立った安心感の向上をめざし各種事業を実施した。

特に、食中毒防止対策の徹底を目的とした食品衛生関係施設の監視指導の強化、食品関係事業者への衛生教育、さらに消費者への食品の安全性に関する普及啓発を積極的に実施した。

1 監視指導の推進

岐阜県食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒の発生に対してリスクの高い業種(旅館、仕出し屋・弁当屋、集団給食施設など)、過去に食中毒を起こした施設、不良食品発生の危険性のある業種(乳処理業、各種製造業など)などに対し重点的に監視指導を実施し食中毒や不良食品の発生の未然防止を図るとともに、管内施設で製造された食品の収去検査を行い食品の安全性の確認を行った。

また、食品表示について関係機関と連携して指導を行い、管内を流通する食品の表示の適正化を図った。

2 衛生教育の推進

(1) 食品衛生責任者講習会の実施

飛騨食品衛生協会と連携のもと、食品衛生責任者講習会や食品衛生責任者養成講習会を開催し、食中毒防止対策、食品衛生管理の重要性など食品衛生意識の向上を図った。

また、特に発生頻度が高くなってきているノロウイルス食中毒やカンピロバクタ

一食中毒の予防対策について重点的な衛生教育を行った。

(2) 集団給食施設従事者講習会等の実施

集団給食施設を原因とした食中毒事件が発生すると大規模化し社会的な影響も大きいことから学校及び病院等の給食施設の調理従事者を対象に衛生講習会を開催した。

(3) 消費者への食の安全に関する普及啓発

県民の食に対する安心感の向上を図るため、消費者と食品関連事業者の結びつきを深める「食の安全セミナー」や食品表示について総合的に説明する「食品表示基礎講座」を開催した。

3 食肉の安全対策推進

(1) BSEスクリーニング検査の実施

食用に供される全ての牛については、平成13年10月からBSEスクリーニング検査を実施してきたが、平成17年8月1日から法的スクリーニング検査の対象が、21ヶ月齢以上に引き上げられた。しかし、当所では飛騨食肉センターに搬入される全ての牛についてBSEスクリーニング検査を継続して実施し、全頭陰性であることを確認した。

(2) 飛騨食肉センターの衛生向上対策

飛騨ミート農業協同組合連合会は、岐阜ブランド『飛騨牛』の安全・安心のため、と畜から食肉処理までの一貫した食肉衛生の向上をめざし、平成19年3月に国際規格ISO22000を取得した。この国際規格を維持するための食品衛生指導やHACCPシステムに関する助言などを行い、より安全な食肉の供給に努めた。

<難病患者支援対策>

難病は、原因が不明で治療法が未確立であり、経過が長期にわたるために、患者やその家族が様々な不安や負担を抱えることが少なくない。

そのため、患者が療養生活をより安心して送ることができるよう、以下の事業を行った。

1 難病患者訪問相談事業

神経難病患者、不安が強い方等を対象に訪問を実施し、療養や日常生活の相談に対応することで、病気の受容への援助やニーズを把握し、地域でより安心して暮らせるよう支援を行った。

・訪問延べ44件（実30人） ※平成21年1月末現在

2 難病セミナー事業

同病者とともに病気について理解を深め、互いの交流を図ることにより闘病意欲を高めるためのセミナーを開催した。

開催回数 1回

参加者 強皮症患者及びその家族 16人

内容 ・強皮症の症状、治療及び生活に関して、専門医師から指導
・病歴や現在の症状、悩み、療養上の工夫等の情報交換

3 難病患者療養支援ハンドブック（「療養のしおり」）作成事業

主に神経難病患者を対象に、療養生活をより安心して送るために必要な情報をわかりやすく提供できるよう冊子を作成した。

4 難病患者在宅療養応援員支援事業

患者会の交流会や難病患者の訪問時に本事業を紹介し、より充実した在宅療養生活となるよう支援した。（コーディネートの実施 2人。）

また、応援員を対象とした研修会にて難病患者支援について理解を深め、応援員の資質の向上を図った。

<ヘルスプランぎふ21改定>

ヘルスプランぎふ21は、国の「健康日本21」と合わせる形で、平成14年度を初年度とし平成22年度を目標年度として推進してきたが、岐阜県保健医療計画及び岐阜県医療費適正化計画が平成20年度から5年ごとに見直し策定されるため、他計画との整合性を図る目的で計画終期を平成24年度に改定された。

県の改定に伴い、飛騨圏域健康づくり推進会議を開催し周知を図るとともに、飛騨圏域の健康課題への対策について協議した。

1 平成20年度飛騨圏域健康づくり推進会議

(1) 開催月日：平成20年10月29日(水)

(2) 開催場所：飛騨総合庁舎 中会議室

(3) 出席委員：14名出席

(4) 協議事項

○「ヘルスプランぎふ21」改定の説明について

○飛騨圏域の健康課題と取り組み方策について

○平成20年度における各関係団体の取り組みについて

<生活習慣病対策での医療との連携推進>

飛騨地域の糖尿病の発症予防と重症化予防を目的としたネットワークづくりを目指して、地域の保健・医療関係機関が連携する体制や、具体的な方法の検討に取り組んだ。

飛騨地域の、医療機関、糖尿病専門医、市村保健師などによる実務者検討会議を開催し連携のツールとして「糖尿病地域連携クリティカルパス」の作成を行うと共に、その試験的運用を行うこととした。

また、糖尿病対策地域ネットワーク会議においては、「糖尿病地域連携クリティカルパス」

について報告し、各関係機関の理解や協力を求めると共に推進を図った。

1 糖尿病地域連携実務者会議の開催状況

- 第1回 平成20年10月29日
- 第2回 平成20年12月10日
- 第3回 平成21年 1月17日

2 糖尿病対策地域ネットワーク会議の開催状況

平成21年 3月11日

<災害時の栄養・食生活支援対策事業>

近県での災害発生時の報告から、被災住民への食事の安定供給が重要な課題にあげられている。そこで、各市村及び特定給食施設の災害時の食に関する現状を把握し、被災住民の健康状態に対応した栄養・食生活支援システムづくりの構築を図ることを目的とし以下の事業を実施した。

1 災害時の栄養・食生活支援対策事業

- (1) 災害時における食事支援のためのアンケート調査の実施 … 7月
- (2) 災害時における栄養・食生活支援のための研修会の開催 … 8月25日
- (3) 岐阜県公衆衛生研修会で当保健所の取り組みを発表 … 10月17日
- (4) 災害時における栄養・食生活支援のための検討会の開催 … 1月14日

平成20年度の主要事業

(下呂センター)

<食の安全対策>

食品営業施設に対する監視指導、食品営業者等を対象とする講習会の開催、住民への普及啓発を推進することにより食中毒等の食品事故の発生防止に努めた。

特に、危険度レベルの高い施設の監視指導に一層の強化を図り、延べ約1,000施設の立入指導を行うとともに、延べ約1,000人に対し、食品衛生講習会を開催した。

○学校給食施設等に対する衛生管理指導強化事業

学校給食施設については、対象となる大量調理施設4施設、中小規模調理施設1施設について、平成19年度の監視指導結果を踏まえ、改善の実施状況を確認し、調理作業中に立入指導を行い、学校給食施設等集団給食施設に係る食中毒の発生防止に努めた。さらに、調理済み食品を収去し、一般細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌0157について検査した。

その他会社寮1施設、保育所7施設及び病院3施設の対象となるすべての施設に立入指導を行った。

<旅館等・公衆浴場におけるレジオネラ症対策>

近年、全国各地の旅館・公衆浴場等の入浴施設を原因とするレジオネラ症患者が頻繁に発生しており、入浴施設におけるレジオネラ症の感染事故防止対策が極めて重要となっている。

このため、循環式の入浴施設を対象に立入指導を実施し、入浴施設の管理状況、浴槽水の自主検査の実施状況等について確認、指導を行った。

また、レジオネラ属菌実態調査として、旅館等10施設について浴槽水のレジオネラ属菌検査を実施し、その結果に基づき、浴槽水の衛生管理等の事後指導を実施した。

さらに、下呂温泉事業協同組合が組合員の施設を対象として年2回実施する浴槽水の自主検査に協力し、結果説明会の講師を務め、施設の管理者に対してフィルタリフレッシュ法（浴槽水の換水時に浴槽内を高濃度残留塩素で循環させ、浴槽、配管、ろ過器（ろ過砂）を消毒する方法）を推進し、レジオネラ症感染防止対策等の徹底を図るとともに、危機管理意識の向上に努めた。

<下呂地域糖尿病地域連携クリティカルパスの推進>

糖尿病の適正な治療と予備軍を減少させるためには、コメディカル・かかりつけ医・専門医がそれぞれの専門性を生かした連携により、個々の特性に応じた指導・治療を提供することが必要である。この連携を円滑にするためには、市民が自分の身体の状況を理解するとともに、関係者が情報を共有するための地域連携パスを作成し運用することが必要であることから、下呂地域を対象に以下の事業に取り組んだ。

1 「下呂地域糖尿病地域連携クリティカルパス研究会」の開催

糖尿病専門医、かかりつけ医代表、病院のコメディカル（看護師、管理栄養士、薬剤師等）、地域のコメディカル（市保健師・管理栄養士）、保健所健康増進担当等をメンバーとして開催。地域連携パス運用に向けての課題整理をしながら、下呂地域独自の地域連携パスを作成する。

2 地域連携パスの試験的運用

平成20年度はモデル患者に対して地域連携パスを試験的に運用し、保健衛生担当・かかりつけ医・専門医が連携して患者の療養を支援する。また、この中で明らかになった課題を検討する。

3 評価

試験的地域連携パスの運用後、血糖管理目標達成等の効果を評価する。

<ヘルスプランぎふ21の推進>

「ヘルスプラン21」の課題であるたばこ対策として、学童の受動喫煙防止・喫煙防止教育を実施すると共に、不特定多数の人が利用する施設等を対象に受動喫煙防止について推進した。

1 未成年者のたばこ対策（下呂市医師会との協働事業）

目的 未成年者及び保護者に対する喫煙防止・受動喫煙防止のための知識の普及を図る。

内容 下呂市内の小学校の保健学習（たばこに関する授業）に講師（医師）を派遣した。

講話内容：たばこの煙が体に与える影響・受動喫煙による被害

8小学校 5学年または6学年266人 保護者等82名に実施

2 旅館・ホテル・飲食店、企業等の受動喫煙防止対策支援

目的 旅館・ホテル・飲食店等の受動喫煙防止対策の推進を図る。

内容 下呂市内商工会等の協力を得て、旅館、ホテル、飲食店、企業等に対して受動喫煙防止についての普及啓発を行った。 1回50人

3 たばこ対策懇談会の開催

目的 地域のたばこ対策を推進するため、関係者による情報交換、連携を図る。

内容 医療関係者、保健関係者、教育関係者等による懇談会を開催する。